

平成24年第2回美幌町議会定例会会議録

平成24年 3月 8日 開会

平成24年 3月21日 閉会

平成24年 3月21日 第6号

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
(諸般の報告)
- 日程第 2 議案第 12号～議案第 35号
- 追加日程第 1 報告第 5号 美幌町自治基本条例に基づく議会改革特別委員会調査結果報告
について
- 追加日程第 2 発議第 1号 美幌町議会会議規則の一部を改正する規則制定について
- 追加日程第 3 報告第 3号 定期監査報告について
- 追加日程第 4 報告第 4号 例月出納検査報告について(11月～1月分)
- 追加日程第 5 報告第 6号 専決処分の報告について
- 追加日程第 6 閉会中の継続調査について

○出席議員

- | | | | |
|--------|-----------|--------|-----------|
| 1番 | 新 鞍 峯 雄 君 | 2番 | 大 江 道 男 君 |
| 3番 | 早 瀬 仁 志 君 | 5番 | 中 嶋 すみ江 君 |
| 6番 | 松 浦 和 浩 君 | 7番 | 上 杉 晃 央 君 |
| 8番 | 岡 本 美代子 君 | 副議長 9番 | 坂 田 美栄子 君 |
| 10番 | 宗 像 密 琇 君 | 11番 | 大 原 昇 君 |
| 12番 | 吉 住 博 幸 君 | 13番 | 橋 本 博 之 君 |
| 議長 14番 | 古 舘 繁 夫 君 | | |

○欠席議員

- 4番 柏 葉 久 子 君

○地方自治法第121条の規定による出席説明者

美幌町長 土谷 耕治 君 監査委員 高木 清 君

○地方自治法第121条の規定による出席受任説明者

副町長	染 谷 良 君	総務部長	浅 野 俊 伸 君
民生部長	馬 場 博 美 君	経済部長	平 野 浩 司 君
建設水道部長	磯 野 憲 二 君	病院事務長	大 村 英 則 君
会計管理者	鈴 木 元 春 君	事務連絡室長	糸 屋 定 春 君
総務主幹	高 崎 利 明 君	電算主幹	植 木 恒 則 君
住民活動主幹	丸 山 俊 夫 君	政策財務主幹	平 井 雄 二 君
契約財産主幹	村 田 純 一 君	税務主幹	大 平 幸 雄 君
環境生活主幹	谷 川 明 弘 君	児童支援主幹	佐 藤 和 恵 君
福祉主幹	井 上 和 俊 君	健康推進主幹	立 花 八 寿 子 君
農政主幹	高 木 恵 一 君	公社主幹	広 島 学 君
耕地林務主幹	伊 成 博 次 君	商工観光主幹	戸 井 田 准 一 君
都市整備主幹	岩 田 憲 次 君	施設管理主幹	門 別 孝 志 君
住宅建築主幹	佐 藤 修 君	水道主幹	澤 畠 雅 俊 君
病院総務主幹	橋 本 美 典 君	事務連絡室次長	篠 永 幸 男 君

教 育 長 川 崎 俊 郎 君
学 校 教 育 主 幹 藤 原 豪 二 君
社 会 教 育 主 幹 小 西 守 君
ス ポ ー ツ 振 興 主 幹 田 村 圭 一 君
選 管 事 務 局 長 武 田 孝 司 君
監 査 委 員 室 長

教 育 部 長 佐 藤 庄 一 君
学 校 給 食 主 幹 石 田 勇 一 君
文 化 ホ ー ル 石 坂 聡 君
建 設 準 備 主 幹
農 委 事 務 局 長 嶋 田 秀 行 君

○ 議 会 事 務 局 出 席 者

事 務 局 長 高 坂 登 貴 雄 君
議 事 係 長 水 上 修 一 君

次 長 荒 井 紀 光 子 君
庶 務 係 長 松 尾 ま ゆ み 君

午前10時00分 開議

◎開議宣告

○議長（古舘繁夫君） おはようございます。ただいまの出席議員は13名であります。

定足数に達しておりますので、これから平成24年第2回美幌町議会定例会第14日目の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（古舘繁夫君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、12番吉住博幸さん、13番橋本博之さんを指名します。

◎諸般の報告

○議長（古舘繁夫君） 諸般の報告を行います。

諸般の報告につきましては、事務局長から報告させます。

○事務局長（高坂登貴雄君） 諸般の報告を申し上げます。

本日の会議につきましては、お手元に配付しております議事日程のとおりであります。

朗読については、省略させていただきます。

次に、地方自治法第121条の規定に基づく出席説明員につきましては、第1日目と同様でありますので、御了承願います。

なお、沖田教育委員会委員長、本日欠席の旨、届け出がありました。

以上で諸般の報告を終わります。

◎日程第2 議案第12号から
議案第35号まで

○議長（古舘繁夫君） 日程第2 議案第12号美幌町住民投票条例の制定についてから議案第35号平成24年度美幌町病院事業会計予算についてまでの24件を議題とします。

議案第12号美幌町住民投票条例の制定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古舘繁夫君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第13号美幌町乳幼児等医療費の助成に関する条例及び美幌町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古舘繁夫君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第14号美幌町保育所条例及び美幌町学童保育所条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古舘繁夫君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第15号美幌町子ども発達支援センター条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古舘繁夫君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第16号美幌町介護保険条例の一部を

改正する条例制定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古舘繁夫君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第17号美幌町民会館条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古舘繁夫君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第18号美幌町有林野条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古舘繁夫君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第19号美幌町営住宅管理条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古舘繁夫君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第20号美幌町都市公園条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古舘繁夫君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第21号美幌町図書館条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古舘繁夫君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第22号美幌町マナビティーセンター条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古舘繁夫君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第23号美幌町博物館条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古舘繁夫君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第24号美幌町公営企業の剰余金の処分等に関する条例の制定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古舘繁夫君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第25号美幌町水道給水条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（古舘繁夫君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第26号指定管理者の指定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（古舘繁夫君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第27号指定管理者の指定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（古舘繁夫君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議運のために暫時休憩いたします。再開を10時30分といたします。

午前10時11分 休憩

午前10時30分 再開

○議長（古舘繁夫君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎議会運営委員長報告

○議長（古舘繁夫君） 休憩中に議会運営委員会が開かれましたので、委員長から、その結果について報告を求めます。

12番吉住博幸さん。

○12番（吉住博幸君） 休憩中に議会運営委員会を開催しましたので、その内容について報告いたします。

本日予定していた議案審議が円滑に進んで

いることから、日程第2 議案第12号から議案第35号の次に、報告第5号美幌町自治基本条例に基づく議会改革特別委員会調査結果報告について、発議第1号美幌町議会会議規則の一部を改正する規則制定について、報告第3号定期監査報告について、報告第4号例月出納検査報告について、11月から1月分です。報告第6号専決処分の報告について、閉会中の継続調査について、以上の日程をお手元に配付した日程追加事件として本日の日程に追加することにいたしました。

なお、本定例会に付議されたすべての案件は、本日、14日目で審議することになり、当初の会期は3月23日までの16日間でありましたが、会期を繰り上げ、本日までの14日間に変更いたします。

議員各位及び説明員の方々の御理解と御協力をお願いいたします。

議会運営委員会委員長として報告させていただきます。

◎日程追加の議決

○議長（古舘繁夫君） お諮りします。

ただいま議会運営委員会委員長から報告のあったとおり、日程第2 議案第12号美幌町住民投票条例の制定についてから議案第35号平成24年度美幌町病院事業会計予算についての次に、報告第5号美幌町自治基本条例に基づく議会改革特別委員会調査結果報告について、発議第1号美幌町議会会議規則の一部を改正する規則制定について、報告第3号定期監査報告について、報告第4号例月出納検査報告について、報告第6号専決処分の報告について及び閉会中の継続調査についてを日程に追加し、追加日程第1から第6までとして、それぞれ議題にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（古舘繁夫君） 異議なしと認めます。

したがって、報告第5号、発議第1号、報告第3号、報告第4号、報告第6号及び閉会

中の継続調査についてを日程第2の次に、追加日程第1から第6までとして、それぞれ議題とすることに決定いたしました。

◎日程第2 議案第12号から
議案第35号まで

○議長（古舘繁夫君） 議案第28号平成24年度美幌町一般会計予算についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古舘繁夫君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第29号平成24年度美幌町国民健康保険特別会計予算についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古舘繁夫君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第30号平成24年度美幌町後期高齢者医療特別会計予算についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古舘繁夫君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第31号平成24年度美幌町介護保険特別会計予算についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古舘繁夫君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決され

ました。

議案第32号平成24年度美幌町公共下水道特別会計予算についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古舘繁夫君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第33号平成24年度美幌町個別排水処理特別会計予算についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古舘繁夫君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第34号平成24年度美幌町水道事業会計予算についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古舘繁夫君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第35号平成24年度美幌町病院事業会計予算についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古舘繁夫君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎追加日程第1 報告第5号

○議長（古舘繁夫君） 追加日程第1 報告第5号美幌町自治基本条例に基づく議会改革特別委員会調査結果報告についてを議題とし

ます。

職員に報告書の調査の結果についてのみ朗読させます。

○事務局次長（荒井紀光子君） 朗読いたします。

3、調査の結果。

美幌町自治基本条例（以下「自治基本条例」という）は、約5年の歳月を経て平成23年4月1日施行された。その間、美幌町議会からも5人の議員が町民会議の一員としてともに協議を重ね、自治基本条例を完成させた。

全国的に、議会独自で議会基本条例が作成されている中であって、美幌町議会は、美幌町の自治の最高規範である自治基本条例に、議会や議員のあるべき姿とともに町民参加による議会運営のあり方をゆだねることとした。

自治基本条例制定後1年以内を目標に、議会運営の見直しを含め、関係条文等の整理が必要となったことから、自治基本条例に基づく議会改革に関する調査のため、議長を除く全議員13人で構成する「美幌町自治基本条例に基づく議会改革特別委員会（以下「委員会」という）を、平成23年5月10日開催の第4回美幌町議会臨時会において設置した。

これまで全21回の委員会で議論を行うとともに、改革項目の試行や先進議会の事例収集をするなど調査を重ねてきた結果、次のとおり意見の集約を見たので、報告する。

本委員会は、自治基本条例の趣旨に沿うことを念頭に、今後の美幌町議会のあり方を模索しながら自治基本条例第7章「議会」を中心に、8項目の調査項目を設定した。8項目の中には、既に実施しているもの、試行中のものもあることから、それらの精査、充実を含め、議論を深めてきたところである。

(1)参考人制度及び公聴会制度（自治基本条例第29条第1項）について。

参考人制度及び公聴会制度については、既に美幌町議会委員会条例に規定されているた

め、自治基本条例に基づく見直しは必要としない。しかしながら、町民の専門的または政策的識見等を議会の討議に反映させるため、その活用を図ることとしたい。

(2)請願及び陳情（自治基本条例第29条第2項）について。

請願及び陳情を町民の政策提案と位置づけている自治基本条例の趣旨を踏まえ、請願者の意見等を聞く機会を確保することとした。このため、請願者を参考人制度に基づく参考人として、必要に応じ招致することとし、会議規則等の改正を行うこととした。

(3)町民との意見交換（自治基本条例第29条第3項）について。

町民との直接対話の機会を確保するため、町民との意見交換会を年1回以上設けることとし、実施に当たっては、柔軟に対応できるよう、その都度要綱等を整備して対応することとした。

なお、平成23年度は、議会報告会とあわせて同一日に2回開催した。

(4)議会報告会（自治基本条例第29条第4項）について。

町民との情報共有と連携を図るとともに、町民に対する説明責任を果たす場として、議会報告会を年1回以上設けることとし、実施に当たっては、町民との意見交換会と同様にその都度要綱等を整備して対応することとした。

なお、平成23年度は、町民との意見交換会とあわせて同一日に2回開催した。

(5)議会広報、インターネット中継（自治基本条例第29条第5項）について。

議会広報は、議会の活動状況、経過、結果を町民に知らせるため、昭和35年5月15日に第1号が発刊され、現在203号となっている。さらに内容を充実させ、町民に適切な情報を提供することとしたい。

インターネット中継は、平成21年5月から「開かれた議会」を目指す議会改革の一環として既に試行的に行ってきた。同年9月からは録画も試行的に配信しており、ライ

ブ中継を含め、一定の成果を上げているものと認識している。

今後は、さらに問題点を整理、改善した上で情報の的確な提供のため、本格実施に向けて議論を深めていくこととした。

(6)一問一答方式(自治基本条例第30条第1項)について。

従来から一般質問においては、2回目以降の質問は原則として一問一答方式で行われている。さらに自治基本条例の趣旨である「広く町政上の論点及び争点を明確にする」ため、質疑や緊急質問においても一問一答方式を採用し、平成23年6月定例会から試行するとともに、会議規則等の改正を行うこととした。

(7)質疑及び質問に対する反問(自治基本条例第30条第2項)について。

一般質問においては、既に反問権の試行を行ってきたが、さらに政策論議の活性化を図るとともに町長等と議員との間に緊張関係を確保するため、平成23年6月から一般質問のすべての質問項目を対象に反問権を導入することとした。一般質問において反問権が行使されたときは、一般質問の時間を30分間延長することとし、平成23年6月定例会から試行を行ってきた。

なお、質疑や緊急質問においても、一般質問と同様に反問できるものとし、一問一答方式とあわせ、会議規則等の改正を行うこととした。

(8)自由討議(自治基本条例第31条第1項)について。

これまでの本会議での議論は、議案の審議を含め、そのほとんどが町長等への質疑に終始していることから、今後、議員間での議論を尽くすため、また、結論に至る過程を町民にわかりやすく示すため、自由討議を積極的に行うこととした。

自由討議の導入に向け、議場整備のほか、自由討議の開始要件、議論の進め方などのルールづくりに時間を割いてきた。実施に当たって、会議規則等の改正を行うこととし

た。

議場の改修等予算を伴うものについては、将来を見据えて対応することが必要なため、今後も議論を継続することとする。

なお、委員会等においては、既に自由討議と同様の取り扱いを行っているため、改めて会議規則等の改正は行わないことを確認した。

本委員会は、平成24年3月末を期限として設置された。改選後の新しい議会体制での設置でもあり、委員間の意見の調整に時間を費やした部分も多くあったが、自治基本条例の趣旨に沿った議会運営のために必要な整備を行うことができたものと確信している。

しかしながら、今回、会議規則等の改正を行おうとしている項目も、実際に実施していく中で精度を高めていくことが必要と考えている。また、議会を改革するための項目は多岐にわたり、課題も多く、現在、国会で審議中の地方自治法の改正が行われれば、新たな議会のあり方が示されることとなる。

今後は、自治基本条例に規定されているか否かにかかわらず、町政の一翼を担う議会の役割を認識しながら、町民の信託にこたえることができるよう議会改革、議会活性化に積極的に取り組んでいくこととしたい。

○議長(古舘繁夫君) それでは、委員長より報告を求めます。

12番吉住博幸さん。

○12番(吉住博幸君)〔登壇〕 初めに、私からは、議会改革、議会活性化に対する今後の取り組みについて報告いたします。

一年間という限られた中での調査、協議でありましたが、自治基本条例の趣旨に沿った議会運営を目指し、必要と思われる整備を行ったものの、将来を通してこれが最善であるとは言い切れない。委員会報告にも記載したとおり、実際に実施していく中で思考を重ね、制度の成熟を図る必要があるものと考えています。

また、地方自治法改正の動きも視野に入れ、協議のための新たな仕組みも検討しなが

ら、継続して行政とのかかわりも含めた議会のあり方を議員間で協議すべきものとも考えています。

終わりに。

自治基本条例に基づく本委員会は、報告をもって一定の役割を終了しますが、美幌町議会の議会改革に終わりはないことを認識し、委員一同、今後も自治基本条例の趣旨を踏まえながら、鋭意努力して議会改革、議会活性化に取り組んでまいりたいと思います。

以上、委員長報告といたします。

○議長（古舘繁夫君） 以上で、美幌町自治基本条例に基づく議会改革特別委員会調査結果報告についてを終わります。

ただいまの報告をもって、美幌町自治基本条例に基づく議会改革特別委員会の調査を終了します。

◎追加日程第2 発議第1号

○議長（古舘繁夫君） 追加日程第2 発議第1号美幌町議会会議規則の一部を改正する規則制定についてを議題とします。

これから、発議第1号美幌町議会会議規則の一部を改正する規則制定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古舘繁夫君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎追加日程第3 報告第3号

○議長（古舘繁夫君） 追加日程第3 報告第3号定期監査報告について。

お手元に配付しているとおりに、報告書の提出がありましたので、お聞きすることがあれば許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） ないようでありますので、報告第3号定期監査報告については、

これで終わります。

◎追加日程第4 報告第4号

○議長（古舘繁夫君） 追加日程第4 報告第4号例月出納検査報告について（11月～1月分まで）。

お手元に配付しているとおりに、報告書の提出がありましたので、お聞きすることがあれば許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） ないようでありますので、報告第4号例月出納検査報告については、これで終わります。

◎追加日程第5 報告第6号

○議長（古舘繁夫君） 追加日程第5 報告第6号専決処分の報告について。

お手元に配付しているとおりに、報告書の提出がありましたので、お聞きすることがあれば許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） ないようでありますので、報告第6号専決処分の報告については、これで終わります。

◎追加日程第6 閉会中の継続調査について

○議長（古舘繁夫君） 追加日程第6 閉会中の継続調査について。

各委員会から、お手元に配付した印刷物のおよりの申し出がありますので、これを承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員会の申し出のとおり承認することに決定しました。

◎閉会の議決

○議長（古舘繁夫君） お諮りします。

本定例会に付議された案件は、すべて終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定によ

り、本日で閉会いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定いたしました。

◎閉会宣告

○議長（古舘繁夫君） 会議を閉じます。

これで、平成24年第2回美幌町議会定例会を閉会します。

御苦労さまでした。

午前10時55分 閉会

美幌町議会議長

署名議員

署名議員